

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 3 0 年 9 月 会 議

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 3 0 年 9 月 1 8 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第 3 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 陳情第 1 号 洞爺湖町議会議員の削減を求める陳情について
(報告第 4 号 特別委員会審査報告)
(少数意見報告)
日程第 6 認定第 1 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認定第 2 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認定第 3 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第 4 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
認定第 5 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認定第 6 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について
認定第 7 号 平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第 7 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 7 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 3 名)

1 番	岡 崎	訓 君	2 番	越 前 谷 邦 夫 君
3 番	竹 林 新 市 君	4 番	今 野 幸 子 君	
5 番	千 葉 薫 君	6 番	立 野 広 志 君	
7 番	小 松 晃 君	9 番	板 垣 正 人 君	
1 0 番	大 屋 治 君	1 1 番	篠 原 功 君	

1 2 番	大 西	智 君	1 3 番	五 十 嵐	篤 雄 君
1 4 番	佐 々 木	良 一 君			

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋	敏 春 君	副 町 長	森	寿 浩 君
総務部長	佐 々 木	清 志 君	総 務 部 長	皆 見	亨 君
経済部長	八 反 田	稔 君	経 済 部 与 参	鈴 木	清 隆 君
経 済 部 与 参	武 川	正 人 君	洞 爺 湖 支 所 長	伊 藤	里 志 君
企画防災課 長	佐 野	大 次 君	税 務 財 政 課 長	佐 藤	久 志 君
住民課長	山 本	隆 君	健 康 福 祉 セ ン タ ー 長	原	信 也 君
火山科学館 長	杉 上	繁 雄 君	産 業 振 興 課 長	佐 藤	孝 之 君
環境課長	若 木	涉 君	上 下 水 道 課 長	篠 原	哲 也 君
庶務課長	見 付	敬 蔵 君	農 業 振 興 課 長	片 岸	昭 弘 君
洞 爺 湖 温 泉 支 所 長	山 崎	貞 博 君	会 計 管 理 者	石 川	邦 子 君
教 育 長	遠 藤	秀 男 君	教 育 次 長	天 野	英 樹 君
社会教育課 主 幹	角 田	隆 志 君	監 査 委 員	山 口	芳 行 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 毛利 敏 夫

書 記 中 川 翔 太

庶務係 阿 部 はるか

◎開議の宣告

○議長（佐々木良一君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（佐々木良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、10番、大屋議員、11番、篠原議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（佐々木良一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

◎行政報告について

○議長（佐々木良一君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 平成30年9月18日開催の洞爺湖町議会平成30年9月会議の町の行政報告を申し上げます。

一つ目に寄附についてでございます。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

一つ目に洞爺湖町入江255番地3、秋山博子氏、金額は10,000円でございます。

二つ目も金品の寄附でございまして、ふるさと納税寄附金として、個人匿名含む、今回は472件、累計で855件、総額で今回9,630,000円、累計で23,400,000円でございます。

三つ目に物品の寄附でございまして、一般社団法人北海道建築士事務所協会、室蘭支部長、菅俊治氏、ベンチ2台。これは道の駅あふたで使用ということで寄附を頂いております。

次に洞爺湖町地域食堂への食材等として、延12件の方より寄附を頂いております。内訳等については、各種事務事業の取組状況の中に記載をさせて頂いております。

大きな二つ目として、平成30年度洞爺湖町表彰式に係る被表彰者の選考についてでございます。

長年にわたり、まちづくりの各案に功績のあった方々の表彰を11月3日の文化の日に執り

行いますが、8月23日の表彰審議会に諮問し、同審議会において慎重な審議がなされ答申をいただきました。

なお、功労表彰者につきまして、本会議に同意議案を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

三つ目に、公共施設等におけるブロック塀の設置状況の確認についてでございます。

去る6月18日、大阪北部地方の地震で公共施設のブロック塀が倒壊し、通学途中の小学生が亡くなる痛ましい事故が起きました。

早速、町として町内公共施設と通学路のブロック塀の設置状況を関係課により確認したところ、公共施設では、洞爺湖芸術館と洞爺水の駅にブロック塀が設置されておりましたが、倒壊の可能性が低いものであります。また、通学路につきましては、民間所有のブロック塀が15箇所設置されており、直ちに倒壊する可能性は低いものですが、特に注意を要するブロック塀2箇所については、所有者に町からその旨をお知らせしたところでございます。

今後につきましても、公共施設による事故が起きないように適切に維持管理を行ってまいります。また、とうや小学校のブロックづくりの重油庫については、この点検の際に老朽化が確認されましたので、本会議に修繕にかかる補正予算を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

四つ目、台風21号による被害についてでございます。

暴風域を伴う台風21号の北海道への接近に伴い、9月4日朝に災害対策連絡会議を開催し、台風災害に備え、パトロールの実施や避難所の開設を決定したところであります。

5日未明から雨や風が強まり、午前5時25分には、第1非常配備体制を取り、被害状況の確認と応急復旧対応に当たりました。

避難所の開設状況については、4日午後3時から町内4箇所に避難所を開設し、翌5日午前9時30分の閉鎖までに、40の方が避難されました。

町内の被害状況といたしましては、5日午前1時20分に瞬間最大風速34.4メートルを観測し、5日未明から清水地区での停電を皮切りに、午前2時39分には890戸が停電しましたが、大部分は同日午後3時20分に復旧しました。

また、町内40箇所で76本が倒木するなど、暴風による被害が大きく、建物の被害については、公共施設では、洞爺地区の学校水泳プールのシートが破損するなどの被害が3件、一般家屋では屋根の一部が剥がれるなどの被害が2件確認されております。

一方、農業関連については、作物の倒伏などが71ヘクタール、施設の倒壊などが35件、被害総額は38,742千円との報告を受けており、一部の作物については品質の低下などの被害が心配されるところであります。

漁業関連については、ホタテの養殖施設の一部が脱落するなどの被害や、海上に流木が漂流し危険なため、漁業者の協力を得て、回収作業を行っております。

これから秋を迎え、降雨量が多くなる時季にもなりますので、气象台や北海道と連携し、防災対策を講じてまいります。

五つ目に、北海道胆振東部地震による被害についてでございます。

9月6日午前3時8分に、胆振東部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、震源地に近い厚真町では震度7、洞爺湖町においては、本町地区で震度3、温泉地区で震度4が観測されました。

洞爺湖町では、地震発生直後から地域防災計画に基づき第1非常配備体制を敷き、地震による被害を確認していたところ、午前3時25分頃に町内全域で停電が発生し、信号機が機能停止となり、また、踏切の遮断機が降りたままの状態となったため、交通に支障が生じることから、町職員とJR職員が、踏切5カ所で交通誘導を行ったところであります。

水道施設については、地震による影響はありませんでしたが、停電により一部ポンプの加圧ができない箇所（20戸）において、通常の給水ができない状況となりました。

北海道電力からの情報により、停電の早期解消が見込めないことから、第2非常配備体制を敷き、避難所4箇所の開設や町内3箇所で携帯電話の充電サービスを行い、避難所には外国人22人を含む59の方が避難されました。停電については、7日午前4時に本町地区を初め、町内の約8割の世帯で解消され、同日午後8時までには町内全域の通電が確認されました。

なお、町民の皆様には、苫東厚真火力発電所の復旧までの間、電力の不足が生じることから最大限の節電への協力を求め、計画停電回避に向け、町を挙げて節電に取り組んでまいります。

六つ目、厚真町への災害派遣についてでございます。

北海道胆振東部地震により死者を伴う多大な被害が生じております厚真町に対し、北海道より西胆振3町に職員の派遣要請があり、洞爺湖町からは9月9日から18日までの10日間、延べ30人の職員を派遣し、主に避難所運営について支援を行っております。

被災地では、いまだ余震が続いており、ライフラインの復旧にも目途が立っていない状況であることから、今後もできることを被災地に支援してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

七つ目に、JR洞爺駅ホームのエレベーター整備についてでございます。

JR洞爺駅ホームのエレベーター整備については、かねてより関係機関等に対し要望活動を実施してまいりましたが、このたび、北海道旅客鉄道株式会社より検討案が提示され、ようやく具体的な協議の出発点に立てたところでございます。

今後は、町と北海道旅客鉄道株式会社並びに北海道運輸局の三者において、整備に関する事業内容や着手時期等について協議をすることとしており、事業の早期整備に向けて努力してまいります。

八つ目として、洞爺湖温泉「道道洞爺湖登別線」の信号機整備についてでございます。

洞爺湖温泉地区「道道洞爺湖登別線中央通・眺湖通」の信号機整備につきましては、議会を初め、地域関係団体のご協力をいただき、要望活動を行ってまいりましたが、このたび、道道洞爺湖登別線と町道停車場通線の伊達信用金庫洞爺湖温泉支店前に洞爺湖湖畔側町道の

既設信号機を移転する方法での信号機設置が決定した旨、伊達警察署を通じて連絡がありましたので、ご報告いたします。

なお、信号機の整備時期につきましては、これから設置に向けての事務手続を行い、北海道公安委員会での決定を受けての着手となるため、現段階で時期を特定するのは難しく、時間的な余裕をいただきたいとのことですが、町として一日も早い整備を働きかけてまいります。

また、このたびの信号機設置は洞爺湖温泉の交通安全対策推進の第一歩であり、引き続き大型車両のスピードダウン対策を初め、交通安全施設の整備促進に取り組んでまいります。

九つ目に、西胆振行政事務組合火葬場整備事業に関する基本構想（案）及び基本計画（案）についてでございます。

西胆振行政事務組合が建設する事務を伊達市に委託し進めております火葬場整備事業について、基本構想（案）及び基本計画（案）が完成した旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

基本構想（案）につきましては、現在の伊達市火葬場の利用状況、将来の火葬需要予測、そして火葬場の今後のあり方を踏まえて、新火葬場整備の基本方針に当たって基本となるコンセプトを示す内容となっております。

また、基本計画（案）につきましては、基本構想（案）を具体化し、新火葬場の基本機能と各諸室のイメージや駐車場を含む施設全体をイメージ化した内容となっております。

なお、基本構想（案）及び基本計画（案）につきましては、改めて議会へ説明機会を設定いたしますとともに、西胆振行政事務組合を構成する1市3町においてパブリックコメントを実施する予定となっております。

10として、虻田発電所の一部改修工事についてでございます。

虻田発電所は、昭和12年8月に着工し昭和14年10月に完成を迎え、地域の電力供給をすべく当時の室蘭電燈株式会社が運営しておりました。その後、昭和26年5月に北海道電力株式会社の設立に伴い管理が引き継がれ、平成13年12月からはほくでんエコエナジー株式会社に設備譲渡され、現在に至っております。

同発電所は、建設から79年が経過し、水車発電機も経年劣化してきたことから、このたび約5年をかけて3基全ての水車発電機を順次取りかえることとなり、本年9月4日に関係者が集まる中、工事の無事故を祈念した安全祈願祭が厳かに執り行われました。

今後も、地域の電力の安定供給と洞爺湖の水位調整に寄与していただけるものと考えております。

11として、日本ジオパーク再認定審査についてでございます。

洞爺湖有珠山ジオパークの日本ジオパーク再認定審査が8月17日から19日の3日間の日程で実施されました。審査では、日本ジオパーク審査委員会から派遣された3名の審査員が1市3町のジオパークの見どころや拠点施設を訪れ、ガイド活動や国内外に向けた各種取り組みを点検するとともにユネスコから指摘された課題解決に向けた進捗状況を評価シートに基

づき、1点1点確認する形式で行われました。最終日の審査講評では、ユネスコ世界ジオパークの再認定審査で指摘されたジオパークとしての視認性が向上していると認められたほか、火山マイスター制度による減災教育や火山の恵みを生かしたジオパークの普及活動が世界から高く評価されているとのコメントが出されました。

今回の審査では、9月20日に開催される日本ジオパーク委員会において審議され、その後、結果が通知されることとなっております。

12番目として、各事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況について、次のとおり報告をいたします。

なお、朗読については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

遠藤教育長。

○教育長（遠藤秀男君） それでは、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1、台風21号及び北海道胆振東部地震に伴う学校施設等の被害状況と休校等対応についてでございます。

9月5日未明から早朝にかけて北海道に最も近づいた台風21号及び9月6日午前3時8分に発生した北海道胆振東部地震に伴う学校施設等の被害状況と休校等対応について、次のとおり報告します。

（1）台風21号に係るもの。

①被害状況。

学校敷地内等での倒木3本、校舎屋根の一部剥離及び洞爺地区学校プールの屋根損壊となっております。

②休校等の対応。

学校プールは休止しましたが、そのほかの公共施設・授業等の休校・休館、授業の休止等はなく、通常どおり実施しました。

（2）北海道胆振東部地震に係るもの。

①被害状況。

なし。

②休校等の対応。

次のとおり。

虻田小学校以下町内の小中学校及び虻田高校につきましては、9月6日、7日は休校としてございます。9月10日月曜日から通常どおり授業を再開してございます。

給食センターにおきましても、9月6日、7日を休止し、9月10日から通常どおり給食を提供しております。

なお、食材の調達に遅れがあり、一部メニューを変更してございます。

本町保育所以下町内の全保育所も6日、7日を休所としましたが、6日は急な休所となったため自宅等での対応が困難な世帯を受け入れてございます。9月8日土曜日から通常どおりの保育を行っております。

虻田ふれ合いセンター以下社会教育施設、社会体育施設も6日、7日を休館とし、8日から通常どおり開館してございます。

なお、屋根のシートが剥がれました洞爺湖町学校水泳プールにつきましては、9月11日までの開設予定でございましたが、前倒しして閉鎖としてございます。

一番下の放課後児童健全育成事業（学童保育）でございますが、町内3カ所とも6日、7日を休所しておりますが、6日日中は急な休所となったことから対応困難な児童を受け入れているところでございます。8日土曜日からは通常どおりの開設となっております。

なお、洞爺湖町プール、入江・高砂貝塚館及び虻田郷土資料館につきましては、10日からの再開後、節電のため開館時間を一部変更してございます。

2、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録推薦候補選定についてでございます。

7月19日、文化庁にて文化審議会世界文化遺産部会が開催され、今年度の国連教育科学文化機関（ユネスコ）に推薦する候補として、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が選定されました。これまで構成する関係自治体では、文化審議会から示された課題に対し連携して取り組むとともに、縄文遺跡群の価値を国内外に発信し推薦に向けた準備を進めてきました。今回の決定は、これまでの着実な準備や取り組みが実を結んだものと考えています。

しかし、世界遺産登録に向けては、環境省が所管する世界自然遺産登録を目指す「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」との兼ね合いのほか、審査期間である国際記念物遺跡会議（イコモス）の厳しい審査など課題は少なくありません。現在整備中の高砂貝塚公園のほか、貝塚館改修などの周辺整備を進めながら、関係自治体などの一層の連携のもと、世界文化遺産登録を目指し、全力で取り組んでまいります。

3、公立高等学校配置計画の決定についてでございます。

9月4日、北海道教育委員会は平成31年度から平成33年度に係る公立高等学校配置計画と、平成34年度から平成37年度までの見通しを公表しました。

胆振西学区に関しては、本年6月に公表された計画案からの変更はなく、平成33年度に登別青嶺高等学校と伊達緑丘高等学校でそれぞれ1学級減となっております。

学区の検討事項としては、平成34年度以降も中卒者の減少が見込まれることから、「4年間で3から4学級相当の調整が必要」、「欠員の状況や学校・学科の配置状況を考慮し、室蘭市内において定員調整の検討が必要」また、「地域連携特例校について、5月1日現在の在籍者数が20人未満となった場合は、所在市町村を初めとした地域における高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取り扱いとその効果を勘案した上で、再編整備の留保の検討が必要」とされ、さらに「伊達緑丘については、今後の市の検討結果を勘案し、平成33年度にお

ける伊達との再編を含め、変更することがある」となっています。

なお、地域連携特例校である虻田高校については、第1学年の在籍者数が20人未満となりましたが、地域における高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取り組みとその効果を勘案し、平成33年度の再編整備は留保されました。

4、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況について、次のとおり報告いたします。

5件ございますが、説明を省略し記載のとおり報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、行政報告を終わります。

◎報告第3号の上程、報告、質疑

○議長（佐々木良一君） 日程第4、報告第3号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申し出があります。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

立野委員長。

○総務常任委員長（立野広志君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告を読み上げて報告させていただきます。

報告第3号所管事務調査報告書。

平成30年9月10日、洞爺湖町議会議長佐々木良一様。

総務常任委員会委員長立野広志。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査その1。

- 1、調査事項、障がい児支援施設「ほみいくらぶ」の現地調査について。
- 2、調査日、平成30年7月19日木曜、8月2日木曜。
- 3、出席委員、私のほかに千葉副委員長、越前谷委員、竹林委員、今野委員、五十嵐委員。
- 4、説明員等、総務部皆見次長、健康福祉課平間主査、菊地主任、ほみいくらぶ齋藤管理者、齋藤児童発達支援管理責任者。
- 5、調査内容、平成30年2月1日に洞爺湖町泉52番地3にオープンした児童発達支援・放

課後等デイサービス「ほみいくらぶ」（以下「ほみいくらぶ」と称す。）について、現地視察を行った。

6、調査結果。

ほみいくらぶは、平成24年度改正の児童福祉法第21条の5の15に基づき、同法第21条の4の3第1項本文の指定障害児通所支援事業者として、北海道より指定を受けている。

児童発達支援・放課後等デイサービスとは、障がいのある就学前の児童について利用できる児童発達支援・通所サービスと障がいのある就学児童（小学生・中学生・高校生）が学校の授業終了後や長期休暇中に通うことができる放課後等デイサービスを統合した施設である。

対象となる児童は障がいのある児童であるが、療育手帳や障害者手帳がなくても専門家の意見書などを提出し、放課後等デイサービスの必要性が認められれば、受給者証が町から発行され、通所の申し込みができ、1割負担でサービスが受けられる。

児童発達支援・放課後等デイサービスほみいくらぶの概要については、この後の別紙プリントの4ページ以降を参照していただきたいと思います。

管理者の説明によりますと、ほみいくらぶの特徴は生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することなど、自立を目的とした活動に重点を置いている。サービスの内容としては、①毎日の生活習慣を身につけることを支援する「生活活動」、②小集団で運動し体を動かす楽しさ、協力する楽しさを体験する「体育活動」、③集団活動などを通じ、自立性を高める「社会適応支援」などとなっています。

現在の登録者数は41名、1日の参加定員を10名とし、洞爺湖町を初め壮瞥町、伊達市、室蘭市へ送迎を行っている。

運営費をあらかじめ定められた報酬額の1割を利用者負担、9割が行政から支援を受けている。6月の当議会においても、1,459万5,000円、これは国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1となっておりますが、この扶助費が可決されています。

支援学級の児童・生徒の増加が顕著に見られる当町の現状を鑑み、民間による障がい児童・生徒のためのデイサービスが町内に誕生したことは、障がいを持つ児童・生徒の保護者にとっても、町の福祉の増進にとっても好ましいことである。

今後、保育所、学校などとの関係をさらに密接にし、理解と協力を広げ、障がいを持つ子供たちや保護者が安心して良質な支援を受けることができる制度、またそういうサービスを提供する事業者が継続的に運営していることができる制度が構築されるために、関係機関や行政が一層支援することが望まれる。

次、所管事務調査その2です。

調査事項は就学援助の現況について。

調査日は平成30年7月19日木曜日、8月2日木曜日。

出席委員は、私のほか、千葉副委員長、越前谷委員、竹林委員、今野委員、五十嵐委員。

説明員等として、教育委員会天野教育次長、管理課の佐藤主幹、谷澤主査。

調査結果。

就学援助の対象となる児童・生徒は、保護者の収入が本年度より生活保護費収入基準の1.3倍、昨年度までは1.1倍でありました、に緩和された。

教育委員会は、就学援助制度のお知らせと就学援助支給申請書を年2回学校を通じ、保護者宛てに配布し周知に努めている。

就学援助費受給の状況は、平成28年度が小学校と中学校合わせて59名に対し、平成30年度は36名と減少している。教育委員会は、年々町内の児童・生徒の減少によるものと説明している。

なお、就学援助費受給の推移（過去3年間）、そして就学援助の給付内容、また生活保護基準の見直しによる影響、教育委員会としての考え方などについては、この後の別紙説明プリント7ページ以降を参照ください。

教育委員会としては、10月から生活保護基準が改定されるのは間違いないとし、「年度途中で支給認定変更は行わない。そして次年度以降についても同様に影響のないような方向で協議していく」と答えられた。

当委員会としても、生活保護基準額の引き下げにより、これまでの基準で就学援助費を受給できない児童・生徒ができなくなることをないよう求めるとともに、就学援助費の支給対象でありながら制度や申請方法がわからないでいる保護者をなくすため、学校を初め繰り返し周知を図ることを求めるものである。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑は受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎陳情第1号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（佐々木良一君） 日程第5、陳情第1号洞爺湖町議会議員の削減を求める陳情についてを議題といたします。

本件は、洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会の付託事件でありますので、特別委員会委員長からの報告を求めます。

五十嵐委員長。

○洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員長（五十嵐篤雄君） 特別委員会の審査結果を簡潔に報告書を作成いたしましたので、読み上げて報告をさせていただきます。

報告第4号委員会審査報告。

平成30年9月10日、洞爺湖町議会議長佐々木良一様。

洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会委員長五十嵐篤雄。

洞爺湖町議会平成30年6月会議において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

1、事件名。

陳情第1号洞爺湖町議会議員の削減を求める陳情。

2、審査結果。

採択。

3、理由。

洞爺湖町建設協会から提出のあった「洞爺湖町議会議員の削減を求める陳情書」について、審査に当たり陳情者からの趣旨説明を含めて5回の委員会を開催し、慎重に議論を重ね審議してきたところである。

平成27年12月に議長から議会改革の諮問がなされ、議会運営委員会で審議し、議員定数については現状の定数という答申がなされたことも論点として議論を行ったところである。また、3年前の統一選挙及び今回の議会議員の補欠選挙に対しての町民の意見などの状況についても課題となった。

審議の結果、町民からの陳情は重く受けとめるべきであり、同規模の自治体と比較しても議員定数が14名は当町のみである。議員選挙に対して町民の目線は厳しく、町民は定数の削減を議会改革の一環として評価しているなどの意見がある一方で、定数削減よりも議員のなり手不足が問題であり、議会の役割である行政のチェック機能を果たすには一定の定数が必要であるなどの反対意見もあった。

裏面をご覧ください。

意見が出尽くしたことを確認し、採決を行った結果、賛成多数により本陳情を採択と決定した。

なお、採決に当たり少数意見の留保の申し出があり、許可したことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） これで、報告を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

次に、本件について立野委員から会議規則第71条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

立野委員。

○6番（立野広志君） それでは、少数意見の報告書を読み上げて報告させていただきます。

平成30年9月10日、洞爺湖町議会議長佐々木良一様。

洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会委員立野広志、賛成者小松晃。

少数意見報告書。

平成30年8月3日の洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第71条第2項の規定により報告します。

記。

1、件名。

洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会報告書。

2、意見の趣旨。

平成30年6月1日付で提出のあった「洞爺湖町議会議員の削減を求める陳情」について、洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会の審査結果は、「採択」とされたが、少数意見の留保が認められたことにより、ここに標記の陳情に対して「不採択」とすべき意見を述べるものです。

陳情書には、「町民税、地方交付税も減少する中、町議会は町政事情や厳しい町民生活を鑑み、町議会の一層の簡素化と合理化を断行し財政改革を率先して行う責務がある」と述べ、議員定数を削減すべきであることを求めるものです。

この間の議員定数特別委員会の議論や陳情者代表の意見を聞く限り、主張される中心点は①財政の逼迫、②他の自治体との比較、③町民の「減らせ」の声、④定数削減が議会改革の一環である、⑤議員のなり手不足などです。

一番の問題は、主権者である住民が少なくない経費をかけて議会を設置し、議員を選出し、在職させるのは住民の代表機関として議員・議会が住民から直接負託された権能を十分に発揮し、住民意思の適正な反映と行政の監視機能を継続的に果たすためです。

議会制民主主義としての重要な議員の定数削減は、議会の行政に対する監視機能を低下させ、多様な住民の声や少数意見を排除することにつながります。それゆえ、定数削減による議会経費の削減を単に行政の簡素合理化と行政経費の節減と同じ観点のみ論じ、ひたすら定数削減に走ろうとする時流は、地域民主主義と住民自治を後退させることにつながることは明らかです。

第一に財政負担の軽減という指摘については、町の財政は本町に限らず、国の三位一体改革の名による地方財政の削減等のもとで、今多くの市町村では財政は厳しい状況です。「町財政が厳しいから議員を減らせ」という短絡的な発想ではなく、議会機能を十分に果たし、財政健全化を図りつつ、福祉の増進と町民が安心して暮らせる洞爺湖町のまちづくりを進めることが、今議会に求められています。同時に、議会のあり方や運営の改善は議会改革として取り組む必要はありますが、議会経費は行政経費と同一に見るものではなく、定数削減で議会経費を浮かしたとしても、議会の監視機能を弱め、それ以上の行政の無駄を生むことにつながりかねません。

第二に、町民の「減らせ」の声については、議員が働かないから議員定数は少なくていいという意見も同様に指摘されます。このような町民の指摘に対して、議員自らが反省するとともに、そうした声が出ないような活動をしていかなければならないことを、私たちは肝に銘じる必要があります。

議員が住民の立場に立って、住民の声を取り上げ、また町政をしっかりとチェックすることにより議会・議員というものは必要なものなんだということを住民に知ってもらうことは大切です。

議会制民主主義の中で、議員だけが町の予算を議論でき、決定できる立場にあります。議員が果たさなければならない役割が、地方分権が言われる中ではますます重要になってきています。

第三に、定数削減の理由として、議会の活性化あるいは行政改革などが上げられていますが、議会の活性化は議員定数の削減ではなく、町民に開かれた議会の改革を通じてこそ実現できます。

町民参加の機会を拡大し、情報公開を進め、町民の声をしっかりと汲み、議会の活発な議論を起こしていくことこそ求められています。無駄を省き、町民の立場に立った行政改革を進めていくためには、議員こそ町民の目線に沿って、行政を厳しく監視し意見を述べていくことが決定的に重要です。そして、その立場から議会関係費などを見直していくことが大切です。その行政を厳しくチェックする側を必要以上に減らしていくことは、議会としての自殺行為と言わなければなりません。

議会改革や活性化は議員の定数減で図れるものではなく、まさに各議員の自覚において真摯に取り組むべき問題です。

町議会は、住民の要求を行政に反映させ、住民の暮らしと権利にかかわる予算の決定や条例の審議・議決を行うなど、首長が進める行政をチェック・監視するなどの重要な役割を持っています。議員定数削減は、町民の声を町政に支えるパイプを細くし、議会をますます町民から遠ざけます。改革というなら、町民の声を届けるパイプをむしろ太くすべきです。

第四に、議員を少数にしたから精鋭になるものでなく、現在の定数でより精鋭の議会に必要があることです。これ以上の議員削減は間違いなく議会の力を弱めます。議員定数の問題は、地域民主主義と住民自治の問題であり、先人がたたかい、築いてきた一人一人の有権者の権利にかかわる問題です。選挙権とともに、被選挙権として立候補する権利、そして住民の声が適正に反映される議員数と選挙制度が確保されてこそ、民主主義としての住民の権利が保障されます。女性の議会への進出や若い世代も含め、現役子育て世代など、各階層、分野から議会が構成されることが望ましいことは言うまでもありません。

これ以上の議員定数の削減は、これらの方々の議会への進出の道を狭めることになり、住民の自治権を縮小させるものです。

定数削減を決める前に多様な住民意思の適正な反映と議会の機能十分に発揮するために、議員定数はどうあるべきか、議会改革の視点から慎重に検討することが求められます。町民の期待に応えた議会の改革を進めることを強く求めるものです。

以上の理由から、議員定数の削減を求める陳情は不採択とすべきと考えます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） これで、報告を終わります。

これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、洞爺湖町議会議員の削減を求める陳情について、討論を行います。

討論はありませんか。

大西議員。

○12番（大西 智君） 五十嵐委員長が報告した委員会審査報告への賛成の立場で討論させていただきますと思います。

今回、洞爺湖町議会議員の定数検討委員会を五十嵐委員長の方から報告があったわけですが、洞爺湖町建設協会から提出のあった洞爺湖町議会議員の削減を求める陳情書であり、議会として定数検討特別委員会を設置し、そして議論をしてきたと思います。

審査に当たっては、陳情者からの趣旨説明などを受け、計5回ほどの委員会を開催し慎重に議論を進めてきたとの報告であります。洞爺湖町の人口も現在約8,900人と、9,000人を割る現状でございます。北海道の同規模の自治体での議員定数を確認させていただきましたが、洞爺湖町が一番議員定数が多く、またほかの合併自治体でも議員定数の削減を行っているところでございます。

議員の重要な役割として、行政のチェック機能も過大な議員定数削減をしなければ、十分機能できるものと思っていますし、また町民の声を町政に反映させることの大切さは個々の議員の資質を高め、より多くの町民との対話を大切にすることで議員の定数削減に影響はないかと思っております。

先ほど少数意見の報告の中には、いろいろと考えなくてはならないことも十分あるかなと思いますし、議会議員定数削減については慎重に検討すべきことも少数意見の報告でありましたが、今回定数検討特別委員会が慎重な議論を重ねてきた結果を重視したいと思っておりますし、町民からの陳情を重く受けとめるべきと思っております。

このようなことから、洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会報告を尊重し、賛成の立場で討論します。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 次に、この陳情の反対者の発言を許します。

7番、小松議員。

○7番（小松 晃君） 少数意見報告の賛成者という立場から、この洞爺湖町議会定数検討委員会で採択された洞爺湖町議会議員の削減を求める陳情に不採択という立場であったので、この少数意見への賛成者として討論に加わらせていただきます。それでよろしいでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 基本的には発言はできますが、特別委員会での採択ですので、できたら特別委員でない方の発言をお願いしたいのですが。

それはできるんです。はい、どうぞ。

○7番（小松 晃君） それでは、この陳情に不採択という立場であったことから討論に加わらせていただきます。

3ページにわたって詳しく記載されておりますけれども、あえて重点を申し上げますと、一つには平成27年12月に議長からの議会改革の答申がなされ、議会運営委員会では約1年ほどかけて議論して、定数削減については現状の定数という答申をされてまだ時間が経っていませんので、これを簡単に覆すべきものではないと思います。

それからもう一つには、単に定数削減による議会経費の削減を行政の簡素化・合理化や行政経費の節減と同じ見方で定数削減を図ろうとすることは、住民自治を後退させることにつながることとなります。

さらには、議会は住民生活にかかわる予算、条例を審議・議決を行い、行政をチェック・監視するなど重要な役割を持っており、議会議員定数削減はその機能を自ら弱めることにつながります。

さらには、議会は若い世代、女性や各階層から選挙された議員で構成されることが望ましいことから、どうしたらそんな環境に持っていくべきなのか、議会改革を真剣に取り組み、町民の期待に応える議会・議員を早急に目指すべきだと思われまます。

以上の点から、この洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会報告の採択に反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） これで討論を終わります。

陳情第1号洞爺湖町議会議員の削減を求める陳情についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木良一君） 起立多数です。

したがって、陳情第1号洞爺湖町議会議員の削減を求める陳情については、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

○議長（佐々木良一君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

（午前11時10分）

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、

認定第7号の一括上程、説明、付託

○議長（佐々木良一君） 日程第6、認定第1号平成29年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定から認定第7号平成29年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

森副町長。

○副町長（森 寿浩君） それでは、議案書をご覧いただきたいと思いますが、認定第1号から認定第7号まで一括してご提案をさせていただきます。

ページ数は35ページでございます。

それでは議案書35ページ、認定第1号でございます。

平成29年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

次のページ、36ページでございます。

続いて、認定第2号でございます。

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3号の規定により、平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

続いて、37ページでございます。

認定第3号平成29年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3号の規定により、平成29年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

続いて、38ページでございます。

認定第4号平成29年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3号の規定により、平成29年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

続いて、39ページ、認定第5号でございます。

平成29年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3号の規定により、平成29年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

次に40ページでございます。

認定第6号平成29年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3号の規定により、平成29年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会

計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

続いて41ページ、認定第7号平成29年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3号の規定により、平成29年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

それでは、初めに水道事業決算書という冊子がございますけれども、水道事業決算書の12ページになります。

水道事業報告書の12ページ、中段になりますが財政の状況について記載をしております。収益的収支については収入3億1,138万5,051円、支出については2億9,787万4,196円となりまして、当年度純利益については1,351万855円となっております。資本的収支については、収入で9,890万円、支出で1億5,017万8,255円となりまして、実質不足額5,127万8,255円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をしたところでございます。

続いて、また違う冊子になりますが、各会計決算書実質収支、それから財産に関する調査という1冊がございます。その45ページでございます。

概要でございますが、45ページからまず一般会計でございます。

歳入総額71億7,240万円、歳出総額69億9,508万円、歳入歳出差し引き額で1億7,732万円でございます。翌年度に繰り越しているものでございます。

続いて、46ページ、特別会計の国民健康保険でございます。

歳入総額16億263万3,000円、歳出総額15億7,292万5,000円、歳入歳出差し引き額で2,970万8,000円の繰り越しとなっております。

続いて、47ページ、公共下水道事業でございます。

歳入総額7億3,546万5,000円、歳出総額7億3,134万9,000円で、差し引き額が411万6,000円を繰り越しております。

次のページ、介護保険でございます。

歳入総額10億2,526万1,000円、歳出総額10億1,026万3,000円、差し引き額で1,499万8,000円でございます。これを繰り越しております。

続いて、49ページ、簡易水道事業でございます。

歳入総額1億914万7,000円、歳出総額1億706万円、差し引き額で208万7,000円でございます。これを繰り越しております。

次に、50ページ、後期高齢者医療、歳入総額1億5,865万6,000円、歳出総額1億5,186万円で、差し引き額が679万6,000円、これを繰り越しております。

各会計、概要のみご説明させていただきましたが、この後、決算特別委員会の設置が予定をされているということでございますので、詳細についてはそちらの委員会でご説明させていただきます。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件の各会計決算の認定につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任について、お諮りいたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することになりますが、議長並びに監査委員を除く全議員11名により特別委員会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長並びに監査委員を除く11名による決算特別委員会とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

早速、決算特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午前11時21分）

○議長（佐々木良一君） それでは休憩前に戻し、会議を再開いたします。

（午前11時36分）

◎正副委員長の決定

○議長（佐々木良一君） ただいま決算審査特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長には立野委員、副委員長には千葉委員が選出されました。

以上をもって、午前中の部を終了いたします。

ここで、昼食休憩に入ります。再開を午後1時からといたします。

（午前11時37分）

○議長（佐々木良一君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎一般質問について

○議長（佐々木良一君） 日程第7、一般質問を行います。

本日は、10番大屋議員1名を予定しております。

10番大屋議員の質問を許します。

10番、大屋議員。

- 10番（大屋 治君） 西日本の豪雨災害、21号台風、大阪北部地震、30年胆振東部地震などにより被災された方々に心から哀悼の意を表したいと思えます。

今回、9月会議では地域の特性を生かしたまちづくりについてという題で質問させていただきます。

真屋町長が平成最後の町長として健全財政のもと、本町地区、温泉地区、洞爺地区と洞爺湖町の3地区の強みを持つ特徴を最大限に生かしながら、第2期洞爺湖町のまちづくり総合計画の目標に向かって邁進する中、平成30年度、もはや3分の1を経過したところでございます。ところが、突然、21号台風や平成30年地震とそれによるところのブラックアウトと町政史に残る災害に直面しましたが、防災担当職員ともども連日にわたり対応に当てられた真屋町長に敬意を表する次第であります。大変、お疲れさまでございます。

さて、過去に大きな豪雨災害がなかった有珠山は、噴火災害というものがなければいい山なのにと欲張った考えをするのは不謹慎な思いでしょうか。いや、そうばかりではない。有珠山は噴火することによっていいこともあることを忘れてはなりません。洞爺湖があつて、洞爺湖温泉があるわけです。有珠山の噴火によって温泉が流出した話は後ほど触れます。洞爺湖地区の農業の発展は、有珠山噴火による火山灰の降灰によって酸性の土壌がほどよいアルカリに中和されるからです。洞爺湖の水もしかりです。そして、洞爺湖有珠山世界ジオパークもしかりでございます。駒ヶ岳を南方に擁しホタテ漁の盛んな漁業を展開している風光明媚な噴火湾も臨めるわけです。支笏洞爺国立公園内にこのように洞爺湖にちなんだ洞爺湖町が実際するわけです。

有珠山噴火は確かに災害ですが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能です。有珠山はいつの日か噴火しますと、洞爺湖町の9月広報に掲載、住民に注意喚起を促しております。気象庁のデータからですが、ちょっと有珠山噴火の歴史について年代別にひもといてみます。

その前はいつ噴火したかわからない、記録がないからわからないという1663年（寛文3年）に噴火。その前は記録がないのだそうで、いつ噴火したかわからないということです。その後、106年の休止期間を経て1769年（明和5年）に噴火。そして、53後の1822年（文政5年）にまた噴火とあります。これらの年代の細かな災害状況はわからないとのことでございます。推測するに、アメリカのペリー提督が浦賀に来て江戸幕府に開港を迫ったのは、「いやござんなれペリー公」ということですから、ペリーが日本に来たのは1853年、それ以前の有珠山の噴火の細かい歴史ですからわからなくて当たり前かなと思います。話は前に進みます。31年後の1853年（嘉永6年）4月12日から地震や鳴動が起こり始め、次第に激しくなつて4月22日に山頂部東側から噴火を開始、5月5日には大有珠溶岩ドームの成長がありました。大有珠溶岩ドームはその後も成長を続け、その標高は1911年、740メートルに達したとあります。現在は733メートルと評されています。それから、57年後の1910年（明治43

年) 7月25日から地震が発生し、金比羅山から噴火。先代ドームである明治新山、特に四十三山も生成。ここで注目すべき出来事は、洞爺湖で温泉が流出するようになったということでございます。そして、33年後の1943年12月28日から3年間ほど有感地震が続き、平坦な麦畑だったところに昭和山の新山の形成に至った。1951年、国の天然記念物に指定され現在は周辺の有珠山などと合わせ洞爺湖有珠山世界ジオパークとして認定されております。その高さ、当時406.9メートルだったが現時点では398メートルと評されております。その34年後の1977年(昭和52年)8月7日午前9時12分、山頂噴火が起こり噴煙の高さは1万2,000メートルに達しました。銀沼火口となったオガリ山は180メートル隆起したほか、北外輪山と洞爺湖湾との距離が180メートル短縮したとのことです。そして23年後の2000年(平成12年)3月31日午後1時7分、噴火したのは記憶に新しいところでございます。西山山麓からマグマ水蒸気噴火が発生、西山山麓と金比羅山周辺に65個の火口を形成。あれから18年経過、現在に至っております。

有珠山はこのように間隔はあるが、一定年経過した後で噴火するというのではなく、いつ噴火するかわからないのが有珠山とのことでございます。過去の噴火から火山性地震の頻度を日ごろから観測することで大まかな噴火予測ができる山と言われております。噴火の時期を正確に予測することはできないと言われております。有珠山はいつの日か必ず噴火する。有珠山の噴火をあまり強調しますと風評被害が発生しますので、この辺で終了します。

次は、あまりなじみがない津波災害です。これは駒ヶ岳が噴火するところが大きいと言われております。気象庁の駒ヶ岳の有史以降の火山活動から見ますと、1940年(寛永17年)7月31日に大規模火災が始まり、山鳴り激しく一部崩壊し大沼と内海湾にそれが流れ込み、その際津波が発生し700名余りの溺死者があったということでございます。最近の津波は平成23年の東日本大震災の発生に伴い虻田漁港に2.7メートルの津波があり、幸い人的被害はないものの、漁業養殖施設などに2億6,000万円ほどの被害が発生した。今後は、千島海溝での巨大地震発生が切迫している可能性が非常に高いと言われておりますので、地震や津波の防災対策は怠りなくしなくてはなりません。

話は逸れます。平成29年10月に洞爺湖町防災会議から洞爺湖町地域防災計画が出されております。これは住民や観光客らを対象とする避難計画です。ある新聞社がこの避難計画の整備が終わる日程の目途が立っていないと報道を最近しました。新聞の一部が抜け落ちではないかと思われる節があるのは残念至極であります。洞爺湖町は防災に関しては安心、安全なまちであることを広く知ってもらわねば観光行政を前に進めることができないと思います。先日のようなブラックアウトの事態は想定外でしたが、それぞれの避難施設には自家発電装置も計画せねばと思うところでございます。防災対策は自助、共助、公助が基本であることは皆も理解しております。既に入江1区自治会では自主防災組織を立ち上げ、普段から噴火時を想定して自分の避難所や必要な物は確認しておくことが大切と地域の人々が協力し合う共助を実践されているということでございますので、大変参考になると感心しました。

実際のところ、災害が発生となると公助に依存するところが大変大きいわけでございます。

そこで、本題に入ります。噴火する有珠山や津波災害にどう対峙するのか。特に大きな災害に対応してもらねばならない役場職員は普段、業務を抱えながら同僚職員や職員自身の身の安全、家族の安全、そして関係住民の避難誘導に迅速な対応が求められるし、中には避難行動要支援者の対応もしなければなりません。

そこで、1番目の質問でございます。役場職員は普段どのような防災訓練をしておるのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 佐野企画防災課長。

○企画防災課長（佐野大次君） 有珠山噴火、津波災害におきます町の職員の対応といたしましては、毎年度実施している避難訓練に合わせて避難誘導、避難所開設、避難者名簿作成、対策本部運営による職員の行動に関する訓練を実施しております。訓練実施の際には、訓練のための行動とならないよう、災害時に慌てることなく的確かつ迅速に行動がとれるように災害発生時の行動をそのまま訓練として実施しており、使用する名簿や備品等も災害時に使用する物を活用し避難所ごとに整理し、常に活用できるように準備しているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 大屋議員。

○10番（大屋 治君） 町の方では避難訓練時とあわせて、訓練のための訓練ではなくて実際に避難をされる地域住民のために日夜訓練しているということでございますので、安心いたしました。

そこで、避難者は百人百様なわけですから、2番目の質問と行きたいと思います。避難先での諸問題を解決するための訓練はどのようにしているのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 佐野企画防災課長。

○企画防災課長（佐野大次君） こちらの諸問題の関係でございますけれども、まず2000年噴火の教訓といたしまして、2000年の噴火におきましては噴火の規模としては小規模噴火となっておりますが、西山火口郡としての泉の工場、また住宅のある地域、洞爺湖温泉街の近くの金比羅山火口から噴出したため、その被害は非常に大きい噴火災害となったところでございます。住民避難の点では、火口の位置から噴火の犠牲者を一人も出さなかった避難体制を構築できたことから、「有珠山の奇跡」とも言われているところでございます。やはり、次回もこの「有珠山の奇跡」とも言われている避難体制を、次期噴火でも実現させることが大事だと考えているところでございます。

また、各自治会へ自主防災組織の設立による共助の体制の構築をお願いしているところでございます。そういった2000年の噴火、これまでの災害等を教訓といたしまして、現在そういった当時の諸問題を既に解決されるよう訓練を実施しているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 大屋議員。

○10番（大屋 治君） 今、佐野課長の方から訓練の内容について、避難先での諸問題を解決するために前に進めながら訓練をしているということでございますので、それに違わないよう、今後一層精進していただきたいと思います。

それでは、噴火災害の避難者は町民で5,000人強の避難者がおられるのですが、3番目の質問に行きたいと思います。住民の避難先である旧花和小学校、旧成香小学校、旧香川小学校、旧大原小学校の管理状態は今現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 佐野企画防災課長。

○企画防災課長（佐野大次君） 旧成香小学校につきましては、酪農学園大学がオープンキャンパス校として使用しており、また旧香川小学校は地域の老人クラブ、旧大原小学校は社会福祉法人幸清会が使用しており、水道・電気等も使用されており、避難所としてすぐ使用できる状況となっております。冬期間の水道につきましては、一部開栓が必要な施設もございます。旧花和小学校につきましては、水道・電気等は休止状態になっており、その対応が必要な施設となっております。隣接する集会所において地域で使用しているため、水道・トイレ・電気等もすぐ使用できるため開設までの応急対応は可能な施設となっております。

施設の状況につきましては、避難訓練にあわせて毎年確認をしているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） それぞれ学校の話をしたわけなのですが、たまたまそれぞれ学校は現在、生徒がおられなくて地域の住民の人たちが、老人会だとかいろいろな集会的な用途で使われているということでございますので、噴火の際には直ちに使えるような、またこないだブラックアウトになったものですから、そういったものの電気の関係、要するに発電施設なども備えられて、今後一層の管理状態を良好にしていきたいと思います。先ほど言いましたように、有珠山が噴火してから18年経過したわけですが、あといつ噴火するかわからない状態でございますので、その時期を特定して準備するというのは大変難しいかと思いませんけれども、より一層心がけて頑張りたいと思います。

それで、次ですが、家庭で飼われている犬猫は家族同様に、またそれ以上に愛情を注いで飼われているのが普通で、犬猫が平和に育てているのが実情です。動物の避難は動物の飼い主が自己責任において行うとありますが、犬猫を病院に連れていくときは受け入れ先が病院ですから、キャリーケースに入れたり、抱えて連れて来たりしますが、避難施設には犬猫に絶対的アレルギーを持っている方もいると思いますので、そう簡単にはいかないと思います。それで、中には犬猫に不自由な生活をさせるくらいなら、今の住居に犬猫と最後まで一緒に考える人が出てくるのではないかと危惧しているところでございます。

それで、4番目の質問でございます。犬猫などの小動物の避難はどうすればいいのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 佐野企画防災課長。

○企画防災課長（佐野大次君） 犬猫に関する避難の関係でございます。2000年の有珠山噴火災害を教訓といたしまして、住民の避難の際には犬、猫といった小動物につきましては、避難の際に一緒に避難していただくよう指導しております。その際には各々がお持ちのケージをお持ちいただき、避難所における動物用のスペースに置いて避難をしていただくこととしております。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） 犬猫につきましては、特に今小さいというか、キャリーケースなりキャリーバッグでも運べる犬猫の話をしたのですが、中にはちょっと大きな犬もいると思うので、それらの対応についてはこれから苦慮されるかもしれませんが、それも含めた中で対応をお願いしたいと思います。

それでは、1977年の噴火のときも2000年噴火のときも不心得の連中がはびこりました。安心して避難できるよう、潜在的な犯罪者への防止力については世界中が認められているものですが、5番目の質問です。避難後の防犯対策に防犯カメラの設置はどのように考えていますか。

○議長（佐々木良一君） 佐野企画防災課長。

○企画防災課長（佐野大次君） 災害避難時の防災カメラにつきましては、町及びほかの機関においても設置されていないのが現状となっております。災害発生時には避難区域への立ち入りができないよう、警察等により道路の封鎖が行われます。基本的には立ち入り規制区域へ入ることができないよう規制されることとなり、規制区域へ車両で入ることはできなくなります。有珠山噴火においては、避難の区域が有珠山噴火のハザードマップに示された区域となり、噴火後は危険区域となります。危険区域での犯罪につきましては、町としてその対策をすることは難しい部分もございます。そのような区域における犯罪を防止するための防犯カメラは抑止力といたしましては、効果は大きいと考えておりますが、災害時の防犯体制といたしましては、警察等の関係機関と連携した立ち入りの規制について徹底に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） 先ほども言いましたように、1977年の噴火のときも2000年の噴火のときもそういった規制は十分にされたのですが、避難後に家に戻ったらとんでもない状態になっていたというのが多々あったと思います。今私が申し上げたかったのは、そういったのを踏まえた中で、普段から交通要所に防犯カメラの設置はできないのかなということでお話をしたわけでございます。でも、今佐野課長のほうから話ありましたように、町独自ではできない防犯対策なものですから、関係機関と協力し合って安全なまち、避難先の安全な対策ということで、立ち入りができない状況にしているから大丈夫だという話なのですが、ちょっと私としては不安を払拭できない体制かなと思います。

次に、2番目として月浦道道洞爺湖虻田線、月浦から洞爺市街の区間の新設整備についてでございます。今般10月中旬から12月中旬にかけて通行止めで交通安全施設の整備をしております。この道路に記憶に新しいところでは、平成23年度には落石によって洞爺湖マラソン並びに住民生活に多大な影響を及ぼした道道であります。この道路は噴火災害時、洞爺湖温泉の宿泊客やホテル従業員、また地域住民の緊急避難道路の確保の観点から、そして観光及び生活路線の安全確保並びに洞爺湖周辺地域の経済の活性化と農業生産部との物流効果、同じく本町地区と洞爺地区の一体性の確保、そして洞爺湖有珠山ジオパークの推進上等々、

必要不可欠な路線でありますので、1番目の質問でございます。交通安全の施設の整備だけでバスの対面交通ができますかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 経済部長。

○経済部長（八反田稔君） 道道洞爺虻田線でございます。今議員からお話があったとおり、この道路につきましては住民の通勤通学並びに地域住民に密着した生活路線でもありますし、また洞爺湖周辺の観光ルートとしても大変重要な道路というふうに認識しているところでございます。しかしながら、議員もご承知のとおり、この道路は道路幅員が狭く狭隘で、見通しも悪いことから、大型車の貨物等の通行を規制しているところでもございます。また、路線バスにつきましては中型バスにて運行している状況となっているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） 今、経済部長のほうからお話ありましたように、本当に地域にとっては重要な路線なのです。たまたま昨日、洞爺のほうで災害がありまして緊急車両がたまたま230号線を通って洞爺に入るといった事態も起きているわけですから、そういった大事な道路ということをご承知して、道のほうにも強く要請していただきたいと思っております。

それで2番目の質問でございますが、答えは大体見えているようなところではありますけれども、連続60ミリの降雨があっても通行できますかということでございます。

○議長（佐々木良一君） 八反田経済部長。

○経済部長（八反田稔君） 交通規制の関係でございます。この道路はご承知のとおり、北海道が管理している道路でございます。道路通行規制基準というものがございまして、それに伴って通行の制限をしているというふうに聞いてございます。今、お話がありましたとおり、この路線におきましては雨が降り始めてから累計雨量が60ミリに達した時点で通行止めとなるところでございます。その時点で道のほうから、うちの防災のほうに連絡をいただいている状況となっております。また、解除につきましては雨がやんだ後、6時間を経過した後に安全確認がされた後から通行止めが解除になるというようなことで、今交通規制がかかっている状態でございます。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） 今、経済部長のほうから私が期待しているとおりの答えが出た中で、確かに連続60ミリということで、それが道のほうから危険路線ということで通行止めができないということで防災のほうに連絡があるということでございますけれども、これも先ほど言ったように大事な路線ですから、多少の雨が降っても、60ミリが少ないのか多いのか実態としてつかめないところがあると思っておりますけれども、実は21号台風の時には入り口から封鎖したと思っております。これはまだ60ミリの雨が降ってない状態で封鎖しているわけですから、たまたま私が洞爺のほうにそういった災害がないのか、道路のそういった決壊がないのかということで、道路の決壊というより倒木や何かの災害がないのかということで見に行こうと思いましたが、既にこの路線は入り口から、230号線から洞爺に入る道道洞爺虻田線の入りに入り口から通行を止めてありました。でも、これについては先ほど言いましたように、しつこい話

ですが、たった60ミリくらいの雨で通行止めになるような路線では将来的に地域の住民の人たちも安心して通行ができない路線でありますので、さらにこれらも含めて、道道ですから道のほうに要請するしかしようがないと思いますが、強い要請をお願いしたいと思います。

次に、北海道新幹線開業に伴い道外の観光客にとって北海道が、いや洞爺湖がより身近に感じられる時代が訪れていることでございます。函館を起点とした北海道新幹線の札幌延伸や新千歳空港の夜間発着、室蘭港への外国船のフェリーや航路の復活で登別・洞爺広域観光の観点から訪れた人々が満足する提供を求められているわけですが、それで3番目の質問でございます。これは道なのですが、早急に新設整備の取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 八反田経済部長。

○経済部長（八反田稔君） この路線の改良の整備の必要があるのではないかとこのことかと思っております。この道路は、先ほども述べさせていただいたとおり、地域の重要な経済路線でもありますし、また観光道路としても利用が高い道路でございます。このことから、この洞爺湖ぐるっと一周線の整備促進といたしまして、室蘭地方総合開発期成会、それから我々担当会議なのですが社会資本整備推進会議において、この路線の整備促進を要望しているところでございます。

しかしながら、ここの道路におきましては、国立公園内の道路として自然公園法の規制がございます。計画を検討する際には、山側は急斜面にて用地がほとんどないこと、それから湖水側には道路がせり出せないという環境省からの指導もございました。そういった経緯もございました。また、トンネル整備による改良計画におきましては、膨大な金額、費用を要することもありますけれども、この路線は先ほども言いましたとおり観光ルートとして多くの観光客に洞爺湖の風光明媚な自然を楽しんでいただける道路という目的もございます。また、狭隘で見通しの悪い路線ではありますが、皆さんそれを利用者が慎重な運転を心がけていただいているということから大きな事故も発生していないという状況もでございます。

このことから、この路線におきましては、円滑で安心安全な交通確保のために可能な用地については路肩の拡幅、それから防災対策等の早期整備を要望しているものであります。本年におきましても、北海道においてガードケーブルの更新を255メートルほど設置予定をされていると聞いてございます。また、先ほど話がありました降雨による通行規制におきましては、道路整備促進と同様に段階的にでも良いからということで、見直しの要望を強く要望していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） これは道道の路線ですから、何を言わんやということでございます。私なり経済部長のほうでいくら何とかしたいと思っても、あくまでも道道ということでございますので、これは道のほうに強く要請しなければならない話でございますけれども、地域振興また洞爺湖町が発展する重要な要の道路でございますので、今後とも真摯に取り組んで

いただきたいと思います。

では、話は変わります。3番目の特定外来種のアライグマやウチダザリガニについてでございます。

ウチダザリガニについて説明いたします。ウチダザリガニは、アメリカ北西原産で1930年代に食糧難対策として摩周湖に持ち込まれ、その後北海道や東北のあちらこちらに持ち出されたと考えられております。河川や湖、すなわち洞爺湖にまで生息が拡大してしまったわけです。このザリガニはあらゆる環境に適応し、魚類やエビ、水生昆虫など、また水草も食べ、大きなものでは18センチ、またそれ以上に成長し洞爺湖にもともといた貝や水草が食べられてしまい、本来の生態系が壊れてしまうのです。貝や水草が食べられると、ワカサギが産卵できなくなるしスジエビも食べられてしまう。ウチダザリガニの捕獲の成果が向上すると、ワカサギ漁が向上したということでございます。

このザリガニの捕獲、調査や駆除が始まったのは、洞爺湖温泉地区で平成17年とのことでございます。今まで45万匹近く駆除したとのことですが、浅瀬を伝って財田のほうまで移動するカニでございますが、旭浦の湖岸180メートルの深さをどのように渡って10年足らずで洞爺地区の財田のほうまで移動できたのでしょうか。ヒメマスが産卵しても食べられてしまう、水草も食べられてしまうと、海の磯焼きと同じような状態に洞爺湖岸もなり、そこで産卵していたワカサギやスジエビや水生昆虫が当然いなくなるわけです。また、それを食べに来ていた野鳥類も来なくわけでありませう。もともといたニホンザリガニやアメリカザリガニまで食べられて、ザリガニペストとなる伝染病を古くから見慣れた古来ザリガニに移し死滅させるということが判明しました。

それで、環境省が2006年2月1日、すなわち平成11年、特定外来生物に指定し飼育、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、持ち出し禁止と定め、これに違反すると特定外来生物法により、個人の場合、最大3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合ですと1億円以下の罰金が科せられるということでございます。2級河川の洞爺湖にワカサギや水生昆虫、ニホンザリガニやスジエビなどを食べに来ていた野鳥が来なくなれば、平成30年度の町政執行方針の地域特性を生かしたまちづくりの自然が売りの洞爺湖はどこに向かったらいいのでしょうか。

一番の懸念は、財田が、すなわち2級河川の壮瞥川にウチダザリガニが生息することになると、せっかくそこで産卵したヒメマスの卵が食べられることになり、もっと恐ろしいのは水田の水路に入りウチダザリガニが生息するようになると、あぜに穴をあけ水田に入り、水草が大好物のザリガニは稲の根も食べ、洞爺湖町の銘柄米である財田米の栽培に大打撃を与え取り返しのつかなくなるということでございます。

ということで、財田自然体験ハウスや財田キャンプ場湖岸では、洞爺湖の美しい自然を未来に残すためと称し、洞爺湖生物多様性保全協議会が酪農学園大学と提携し、ウチダザリガニの捕獲や調査や駆除に当たっております。このザリガニは11月ごろから一度に500ほど産卵するとのことでございます。酪農学園大学は洞爺湖の中島に300数十頭いた鹿を50頭まで

減らすことに成功し、中島は昔の自然豊かな島へと再生しつつあるとのことでございます。プレジャーボートや水上バイクが捕獲、調査や駆除の妨害になってスムーズな作業ができないとのことでございますので、洞爺湖は2級河川です。

そこで、2番目の質問です。質問内容が変わってしまいました。ウチダザリガニの調査、捕獲について先に質問させていただきます。ウチダザリガニの調査、捕獲期間中、プレジャーボートや水上バイクの洞爺湖の乗り入れ禁止はできないかということでございます。

○議長（佐々木良一君） 見付庶務課長。

○庶務課長（見付敬蔵君） 洞爺湖町内の洞爺湖での水上バイクの利用につきましては、毎年4月末から10月中旬の期間において、洞爺地区の財田発着場だけの利用としているところでございます。その発着場の運営につきましては、平成8年に旧洞爺村の観光協会、商工会、警察、下台に位置する自治会、漁協及びマリンスポーツの3団体などによる現在も組織されており、洞爺地区湖畔レジャー対策協議会により、長年にわたり利用者及び地域住民の相互理解を得た中でつくられたローカルルールによりまして実施されているところでございます。

近年では、レジャー対策協議会が保有する巡視船での監視や、周囲からの通報などによりまして発見しました違反者につきましては、今後一切の乗り入れを禁止する旨の通告を利用者にするなど、強い姿勢で運営をしているところでございます。

また、昨年度、財田で生息が確認されました特定外来生物のウチダザリガニに対する対策につきましては、その駆除を実施している洞爺湖生物多様性保全協議会の事務局であります町の産業振興課と、レジャー対策協議会の事務局であります洞爺総合支所庶務課が連携を図りながら、今年度につきましては「入れない、捨てない、広げない」をスローガンとする啓発活動のほか、水上バイクの乗り入れを禁止しております湖岸から300メートル以内の区域での駆除を実施しているところでございます。次年度以降においても、連携を図りながら対策を講じていくことから、現在のところ、水上バイクの乗り入れにつきましては禁止につきましては、現時点で考えていないところでございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） 今、課長のほうから説明がありましたけれども、浅瀬を伝って移動するこのカニが旭浦の湖岸180メートルの深さをどのようにして渡ったということを考えたときに、これは恐ろしいことになっているわけですね。だから、そういった違反行為をした人については次回から受け入れを拒否しないということでは、もう遅いような気がするわけですが、どうぞウチダザリガニの調査期間中、せめてプレジャーボートの動力船については洞爺湖の乗り入れを禁止して、スムーズな捕獲や駆除の調査をできるように考えていただきたいと思います。

本当は1番目に質問しなければならないのに、先にこの質問をしてしまいまして、大変混乱したところでございます。おわびします。

特定外来生物の、今アライグマやウチダザリガニについてということで、ウチダザリガニを先にお話ししてしまいましたけれども、アライグマの生態について説明いたします。アライグマは尾を含めると大きいのは1メートルほど、重さは20キロぐらいまで成長し、野生の場合、寿命は20年以上あるということでございます。泳ぐことや木登りが得意で運動能力が高く、手足も器用な動物です。他の動物がつくった巣穴で暮らしたり、木の穴、農機具小屋や宿舎、空き家、民家や神社、仏閣の天井裏や軒下で生活しているということでございます。雑食性で木の実や植物はもちろん、貝類や魚も食べます。この質問の前に出てきましたウチダザリガニは、大変好物とのことでございます。ただ、ウチダザリガニが増えるとアライグマも増えるということになりかねないような、非常に恐ろしい状態でございます。それは今のところは目立ったそういった動きはないようでございますけれども。

人の生活域においては、乳牛の乳首を噛み切られる被害やスイートコーンや瓜類が食べられ、農業の被害発生、特定外来生物に指定して学術目的以外では輸入や飼育、譲渡することが禁じられています。もし出産に失敗したり、子供が全て死んだ場合には、夏から秋にかけてもう一度妊娠し出産するそうでございます。

本来、アライグマはアメリカ、カナダ、メキシコに生息したのですが、人間の都合で日本に持ち込まれ、外来種として生息域を拡大してきた生き物です。珍しいとかかわいいとかの都合で日本の動物園で飼われ、脱走した記録は1961年ごろで、半世紀足らずの2008年には47都道府県で生息が確認されるまでに繁殖してしまったということでございます。繁殖能力が非常に高く、雌は1歳から妊娠します。2歳以上の妊娠率はほぼ100%で、1度の出産で3頭から6頭の子供を春先に生みます。

アライグマが恐ろしいのは、その狂犬病、レストスピア症、アライグマ回虫、サルモネラ、インフルエンザ、ジステンパーといった人や家畜に対して死の可能性のある細菌、寄生虫をたくさん持っております。中でも、アライグマ回虫は糞から人間に感染し、脳にダメージを与え死にもつながっているそうです。アメリカではアライグマから感染した病気によって死者も出ているとのことございます。アライグマが生息した場所や触れたであろう物に決して素手で触ってはいけないということです。

見た目はかわいいのですが、洞爺湖町においては瓜類やスイートコーンに深刻な被害が報告されています。水田地帯や沢地帯に生息範囲を広げ、家庭菜園ばかりではなく瓜類やスイートコーンが全滅で栽培できない農家が現れております。今の勢力範囲や繁殖を止めるには、人間が駆除、捕獲するしか方法がないということでございます。人間が彼らの最大の天敵とのことで、壮瞥町では今年度7月、この熊の捕獲、駆除に80万円の補正予算を計上しています。

質問でございます。アライグマの捕獲の取り組みは今どうしているのでしょうかということでございます。

○議長（佐々木良一君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 洞爺湖町でのアライグマの取り組みの状況でございます。当

町では、平成21年にアライグマらしき動物の目撃情報と、酪農学園大学洞爺湖自然保護事務所におきまして食害の確認をしまして、初めて捕獲されたのは平成22年度になります。岩屋、財田地区におきまして2頭捕獲し、その後数年間で町内全域にわたり確認される状況となっております。

洞爺湖町におきましては、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律に基づきまして、平成21年10月19日付で環境省より許可を受けまして実施しているところでございます。原則といたしまして、罠猟の免許を有する者とされておりますが、捕獲を実施する際に主体ごとに技術講習会を開催するなど、適切な狩猟と安全に関する知識及び技術が確保できる場合には免許を持っていない方も捕獲することができることになってございます。被害農業者のご協力をいただきながら、当町の担当捕獲員の指導のもと、箱罠による捕獲の普及啓発に努めている現状にございます。

また、アライグマが媒介する寄生虫やウイルスが多数あると聞いておりますが、タヌキやキツネなどの野生動物と同様に珍獣共通感染症を媒介する可能性がございます。中でも、議員がおっしゃるアライグマ回虫は、アライグマの糞から人間へ感染し脳にダメージを与え、死にもつながることがありますが、日本での野生のアライグマからの確認はされていないと聞いております。しかし、それ以外の感染症もあるため、農業者の方々に箱罠を貸し出す際には捕獲マニュアルを使用しまして、アライグマの生態系や媒介する寄生虫及びウイルスなどについて説明を行いまして、作業する際には直接手で触れないように指導を徹底しているところでございます。

まずは、現在保有しております100基の箱罠に加えまして、本年70基を追加購入して地域全体で個体の捕獲に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） 取り組みについてはわかりました。ただ、今日に見えないところでどんどん洞爺湖町全体がアライグマに荒らされている状態であることを認識していただきたいと思います。

次に行きます。洞爺湖の中島散策航路は9月6日発生の平成30年胆振東部地震によりツーデーマーチでは中止になってしまいましたが、洞爺湖有珠山世界ジオパークのフットパス、中島1周8キロメートルのコースになっております。前の質問にも出てきましたが、自然が回復が期待される中島とのことでしたので、8月初旬、私自身期待して散策に出かけました。コースは鈴木参与によって立派に整備されておりましたが、普段、たくさんの業務を抱え、かつ温泉がごみの清掃を行いながら、よくもこのように整備したものだと感じたところです。

話を前に進めますが、中島の大平原まで行きますと遠くのほうで鹿の鳴く声があったのと、カッコウが鳴いておりました。私以外にも数人の方がおりましたが、静かに散策されておりました。私はボイスレコーダーを手に握り、他の野鳥を聞きたくてしばらく大平原にとどまっ

ていたわけですが、残念ながらカッコウだけの鳴く声しか聞こえませんでした。仕方なくその先のコースへ足を伸ばし、湖畔沿いの北東側に整備された道を散策していくと、間もなく異様な光景が目に入り込みました。プレジャーボートや水上バイクなどで設置したと思われる立派な栈橋がありました。その傍らには、スラロームに使用するのか黄色い瓶も設置されておりました。自然公園法の特別保護区に工作物を新設するには国の許可が必要で、違反した場合には6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられることになっています。ある新聞が「釧路湿原で無許可木道、自然公園法違反、環境省が容疑者不詳で告発」と報道しておりました。洞爺湖の中島に設置されたこの栈橋も違法構築物です。このような違法構築物や中島への不法立ち入りの取り締まりができないのが現状です。

話が変わりますが、中島に野鳥が寄りつかないのはプレジャーボートや水上バイクなど爆音を立てて周遊するので飛来しないとのことで、冬になるとオジロワシやオオワシが飛来する。それはプレジャーボートなどがその時期、中島に接近、周遊しないし爆音を立てないからだとのことです。ということは、プレジャーボート等が中島に近づかなければ、いろいろな野鳥が飛来し子育てもしてくれるようになります、中島森林博物館に展示してある野鳥類が現実的になってくるのではないのでしょうか。森林博物館をいくら整備し、中島に寄りつかない野鳥類をここに展示しても意味ないことではないのかなと私は考える次第です。

話は横道に逸れますが、ネットの口コミで苫小牧ウトナイ湖の野鳥保護センターの周囲の散策路は整備されていて、森の中や湖畔の散策は最適でリフレッシュできますとなっています。洞爺湖の中島の散策路もそうであってほしいと私は願うのであります。森林博物館を整備し、自然豊かな中島やその散策路を今後どうしようというのでしょうか。以前、何年か前だったと思いますが、道東のある旅館の庭にフクロウが子育てのため、また毎年ある時期、夜になると姿を見せるので、それを見るのを楽しみに毎年その旅館に宿泊される観光客がいると、あるテレビ局で報道したのを見たことがあります。洞爺湖の中島もたくさんの野鳥が飛来し、営巣し子育てをしてくれるようになります、野鳥を見にきてくれる観光客も望めるではありませんか。健康的な観光資源として十分期待できるし、森林博物館も整備され、洞爺湖温泉街での観光客をおもてなしする体制が整えられていれば、洞爺湖にもう一度訪れたい、泊まってみたい、こんな自然豊かな洞爺湖町に永住したいとなるのではないのでしょうか。短絡的な考えでございますが、私はそう考えております。

支笏湖においては、平成18年度より湖全体での動力船の乗り入れ規制が行われ、規制以前と比べ格段に閑静で神秘的な湖となったとのこと。倶多楽湖では良好な水質を保全するため、動力船は漁業を伴う場合を除き使用しないよう指導している。滋賀県琵琶湖での航行禁止区域は水鳥の営巣地となっているヨシ群落の水域、その他水鳥の生息環境の保全上、重要な水域とされています。

私の資料では、先ほども課長から言いましたけれども、350メートルの範囲で航行禁止区域の確保、保護すべき騒音は65デシベルとあります。65デシベルとはどんな音かといいますと、大体掃除機の音だと言われております。しかしながら、琵琶湖での規制はあまり効果が

上がっていないのが現状だということでございます。

ここで、3番目の質問です。できれば、こういったプレジャーボートやバイクだとかを全面禁止できないかということでございます。

○議長（佐々木良一君） 見付庶務課長。

○庶務課長（見付敬蔵君） 洞爺地区でのプレジャーボートの乗り入れを禁止できないかというご質問かと思えます。先ほども若干お話ししましたが、洞爺湖ではレジャー対策協議会により長年にわたりつくり上げられたローカルルールの遵守の徹底を図り、違反者につきましては今後一切の利用を通告するというような取り締まりも講じているところでございます。

また一方で、洞爺地区では平成29年度は延べ3,592点の水上バイクの乗り入れがあります。これらが及ぼす観光振興や経済波及効果は、同地区においては決して低いものではないというふうには考えてございます。

今後も、レジャー対策協議会によります監視のほか、国、北海道、警察、洞爺湖町、壮瞥町などで組織します洞爺湖適正利用推進連絡協議会によります年2回のパトロールも含めまして、悪質な水上バイク等の利用者の排除に努めるとともに、先ほど若干ウチダザリガニの話題も出ておりましたが、これら特定外来生物の対策にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） 今、課長のほうから説明ありましたので、大体理解はできますが、ただ、先ほどのウチダザリガニの問題でもありましたように、いつの間にかこっちへ来なくてもいい、温泉地区だけで生存していればいいザリガニが財田のほうに向かってきているということでございますので、それらを踏まえた中で、今後ルールに従わない人を排除するのではなくて、最初からその期間はできないと、全面禁止するという方向でも今後検討いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 答弁はよろしいのですか。

○10番（大屋 治君） 今、延々と課長のほうからお話がありましたので、大体私が言っても同じ答えが返ってくると思いますので、これ以上答弁を求めません。

4番目の質問でございます。夕日ヶ丘パークゴルフ場及び道の駅あふたの整備拡充についてでございます。夕日ヶ丘パークゴルフ場及び道の駅あふたの整備拡充については、今まで私以外の人方もこういった場所で町のほうにお話ししていたのではないかと思いますけれども、私再度、今までの経過がわかりませんので、勉強不足でわかりませんので質問させていただきます。夕日ヶ丘パークゴルフ場は現在3コース27ホールしかなく、公認が見送られないし、また駐車場も狭い。1コース9ホール造設することによって公認が送られ、駐車場を拡充すれば他町村からの多数の利用客が見込まれる。昨日の夕方ですけれども、ある番組で70代以上の方が一番してみたいことの1位のランクにパークゴルフとありました。

これとは別ですけれども、また現在の道の駅、売り場面積や駐車場のスペースでは利用客

や出品者の利用には限界があります。道の駅とは長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加する中、道路交通の円滑な流れを支えるため、一般道の道路にも安心して自由に立ち寄り利用できる休憩のためのたまり空間が求められています。これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいある空間となることにより、地域の核が形成され活力ある地域づくりや、道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待される。

こうしたことを背景として、道路利用者のための一つ目は休憩機能、二つ目は地域の方々のための情報発信機能、そして道の駅をきっかけにまちとまちが手を結び、活力ある地域づくりをとともに行うための連携機能、この三つの機能を持たせ、休憩施設道の駅を誕生させたと国土交通省が言っています。

休憩機能とは、食事提供ができる施設であり、24時間無料トイレと無料駐車場の併設。情報発信機能とは、地元の観光情報、道路情報、近隣地域を含めた観光情報、緊急医療施設の情報、その他利用者の利便に供する情報の提供とあります。地域の連携機能とは、地域産業の情報発信、文化教養の洞爺湖芸術館や洞爺道の駅周辺、すなわち財田自然体験ハウスまたは屋外音楽ステージや体育館にサッカー場を備えた財田キャンプ場の情報、あとグリーンステイの情報もここらに入ってくるかと思えます。中島森林博物館の情報並びに洞爺湖有珠山世界ジオパークや、世界文化遺産推薦候補に選定された北海道・北東北の縄文遺跡群の入江・高砂貝塚の紹介、地域の水産物の情報発信、すなわち新鮮、安心、安価の農水産物の提供。特に農産物については、クリーン農業に取り組む生産者ととうや湖農協が国際基準のグローバルギャップの認定を取得し、他産地と差別化を図る取り組みをしております。また、ホタテ養殖業を主体とした水産業の取り組みの情報、そしていろいろな加工品、民芸品の提供を図ることを目指さなければなりません。

我がまちの道の駅あふたは何をするにも狭いし、老朽化しています。ここで近隣の道の駅の取り組みについて紹介させていただきます。まず、室蘭市は平成29年度施設方針で年間50万人もの観光客を集める道内屈指のみたら室蘭を観光拠点としてふさわしい施設とするよう、機能の充実を図るとして道の駅のリニューアルの計画を進めています。伊達市はご存じのように、お盆期間中だけでも接客のためのスタッフを増強し対応を図り、大盛況でしたとのこと。壮瞥町は外国観光客を中心に利用客が急増中の既存の道の駅そうべつ情報館 i（アイ）のリニューアルを検討中。テイクアウトコーナー、すなわちお持ち帰りコーナーの新設及び拡張を行う予定。これは29年度町議会にて町長が答弁しておるそうです。豊浦町では既存の道の駅とようらを700メートル北西にある山村広場に移転して、規模拡大をする議員提案に対して町長は、「国と道と時間をかけて協議、検討したい」と平成29年町議会にて、とあります。

現在の洞爺湖町の道の駅あふたは、パークゴルフ場も併設していて、虻田漁港を眼下に見据え、駒ヶ岳を南方に擁した内浦湾が一望でき、夕暮れ時には夕日が映える、まさにインスタ映えする絶好の場所に位置しているのです。パークゴルフをプレーした後に温泉地区の宿泊客になっていただくのか、前日は温泉地区に宿泊し翌日ここでプレーしていただくのかに

よりますが、温泉地区とも連携し滞在型のレジャー観光の誘致も望めます。また、道の駅は洞爺湖町の触れ合いセンター機能を持ち合わせ、観光客やパークゴルフのプレーヤーなどの緊急避難先としてこれで完全ということではできないにしても、ブラックアウトにも対応できる十分機能を備えた防災センターとして、パークゴルフ場と併せて整備、拡充することが喫緊の課題と存じます。

そこで、1番目の質問です。早急に整備、拡充はできないかということでございます。

○議長（佐々木良一君） 鈴木経済部参与。

○経済部参与（鈴木清隆君） 議員の夕日ヶ丘パークゴルフ場及び道の駅あぶたの早急に整備、拡充できないかというご質問かと思えます。

まず初めに、夕日ヶ丘パークゴルフ場につきまして、ご説明をさせていただきます。夕日ヶ丘パークゴルフ場は平成12年に整備され27ホール、パー99、延長1,160メートルのコースで有珠山コース、溶岩コース、噴火湾コース、それぞれパー33の3コースからなっております。

このコースの造設につきましては、洞爺湖町体育協会からも要望が出されているところがありますが、パークゴルフ場周辺は民間の用地でもございます。町としても開設当初から用地を譲ってほしいと打診をしてきておりますが、土地所有者にとってはいろいろなお考えもあるようで、現在も取得に至っていないところがございます。ただ、それにとどまることなく、所有者に分けていただけるか、これからもお話をしてみたいと考えております。

○議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 道の駅の関係でございますが、まず道の駅は議員おっしゃいましたとおり大変狭いということで、これについての整備ということでございますけれども、まず建て替えをするというような場合に利用者の利便性を考えれば、当然国道沿線での整備がベストというふうに考えられますが、現状では国道沿線での建て替え等については可能な土地は難しい状況でございます。このため、現在の場所において、施設の建て替えを検討した場合でございますが、現在の道の駅もトレイルセンターについても、それぞれ国の補助を受けて整備しておりまして、解体をしての新設についてはいろいろな制約もあり、国との協議が必要でクリアしなければならない部分も出てくるということでございます。

これまでも道の駅あぶたにつきましては、建物自体が先ほど言いましたように狭く、例えば食堂の利用方法や野菜などの出店物への夏場の暑さ対策等についても要望が出されていたところでありまして、いろいろと対策を行ってまいりましたが、建物の構造上、建築基準法や消防法の関係から大幅な建物の改修は難しい状況であります。それで、道の駅の新設を望む声が出されているというのも事実でございます。

また、パークゴルフ場のホールの造設の要望もあるということも聞いておりますので、隣接しているそれぞれの施設からの要望も踏まえて、限られた土地の中での利用の可能性を模索しながら検討することが必要でありまして、土地が仮に取得できるようであれば、周辺を含めた全体像を描いた上で関係各課で協議をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、議員おっしゃいましたほかの町の施設の整備状況でございますけれども、もともと議員もおっしゃってましたとおり、道の駅につきましては平成5年から正式に登録が開始されまして、当初の目的は道路利用者への安全で快適な道路の交通環境の提供ということで、24時間無料で提供できる駐車場やトイレの整備、道路情報や地域の観光情報の提供、文化教育施設や観光レクリエーション施設など、地域振興施設として整備、また地域の振興に寄与するというところで地域の特産品のPR及び販売などが基本のコンセプトとして行われてきたところでございます。

しかし、現在は議員おっしゃいましたとおり、防災機能を強化した施設の併設や地域の観光の総合窓口としての施設、また移住促進などの総合窓口の併用など、そのほかにも市町村独自の取り組みが行われている施設も多数ございます。道の駅あぶたの現状におきましては、このような施設の整備は現状では難しい状況であります。今後、道の駅の施設整備の検討が行われる場合、当施設の当地域に根ざした施設の併設などの可能性についても併せて検討をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） たまたま私、パークゴルフ場と道の駅ということで話をさせていただいたわけですが、二人の担当者のほうから答えをいただくような形で、中身を見ますとやはり用地がどうしても私有地のために将来的な展望が開けないということでございますので、この防災センターも強化した中での施設というのは私が考えているのは、虻田漁港周辺には住居や生活拠点を構えている漁師の方々もいらっしゃるわけですから、それらも含めて入江地区、そしてさっき言いましたように観光客やパークゴルフのプレーヤーなどの緊急避難先として考えてもらいたいということを申したかったわけなのですが、ちょっと言葉足らずで申しわけなかったと思いますが、その中でたまたま鈴木参与なり佐藤課長のほうからお話がありましたけれども、いかんせん、施設が狭いのだということはわかりましたけれども、広げるためにはある程度は国の制約もあるということでございますけれども、何とか隣地を早急に借りるなり買うなりの方策に動いていただいて、前に進めていただきたいと思うのが私の考えであります。

○議長（佐々木良一君） 鈴木経済部参与。

○経済部参与（鈴木清隆君） 土地の取得だけではなく、今議員がお話ししたとおり賃借についてもお話しいけるような体制を整えて、また相手方ともいろいろとこれから交渉してまいりたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） 前向きに検討していただくということで、私は一応考えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、道の駅は地域産業や観光の情報発信機能を持ちながら、地域振興を図らなければならない施設ですので、先ほど佐藤課長のほうからも事細かに道の駅のありようについて

お話があったわけですが、そのように出品者がさまざまな業種で農林水産、商工会のオール洞爺湖町での活気ある売り場になっていくことが望まれるわけです。何分、売り場面積が狭いことがさまざまな阻害要因だと思われまます。

それで、狭いから何もできないということでは前に進まない話でありますので、続けて話を進めていきたいと思ひます。後志のあるまちでは何キロも離れた山間部に駐車場も整備し、特産品をメインにした食材を使用しての大きなレストランを併設したアンテナショップを新設、特産品の販売に力を入れていますということで、テレビ放送ではそこは大体2億円以上の新設費用がかかったということでございました。そこは小さな団体でありまして、洞爺湖町ほど人口はない団体でございました。

話は変わりますけれども、そこからいくとも離れていない道の駅では広い駐車場に誘導員を配置、さまざまな行事でいろいろな品種の特産品を出品し宅配コーナーまで設け、しかも店内放送で商品を紹介して購買意欲の増進を図っておりました。

それと、これもスイセンの花が咲き始めたばかりの後志のある道の駅は、明るくてゆったりとした空間の店内での片隅に小さいお子さんがくつろげるコーナーもあり、アニメのグッズも販売しておりました。

そこで、最後の質問でございます。道の駅あふたは地域振興を図る上でも大事なところでございますので、出品者をもっと増やせるようにできないかということでございます。

○議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 出品者をもう少し増やせないかというようなご質問でございます。

現在、道の駅あふたの出品者につきましては、64名の方が登録をしております。内訳につきましては、農産物の出品者が28名、農水産物の加工品の出品者が26名、手づくりの工芸品などの出品者が10名となっております。加工部門につきましては、洞爺湖町で加工品を扱うほとんどの事業者または個人の方が出品をしておりまして、本年度も新たに1事業者が登録をしております。工芸品につきましては、専門の陶芸家のほかにも趣味でつくられている方も出品をされているという状況でございまして、本年度も1名の方が登録をしたところでございます。ですけれども、現状では店舗自体が先ほど申しましたように狭隘のため、一気に大勢の方の登録は現実的には難しい状況でございます。

また、農産物については出品者の方の高齢化が進んでいる状況でありまして、数年後には大幅な出品者の減少が見込まれるところであります。このため、道の駅とうや湖とあふた、それから洞爺湖温泉の地場産品共同組合が連携をし、協力し合ってお互いに不足するものを補う必要があるという考えから、まず手始めに事業所独自の食堂メニューを他の事業所でも提供するなど、食堂部門での連携について実施をするというところでございます。将来的にはこれらの連携を踏まえて事業所が一体となって、不足する出品物についても協力を見据えた事業運営についても協議をしていくという考えになっているところでございます。

ですけれども、現在の道の駅あふたの施設の状況では大勢の新規出品者の受け入れは難し

い部分がありますので、先ほどの質問にもありましたけれども、施設の全体像や今後の施設運営のあり方などと一緒に少しでも多くの特産品を扱うことができるように、今後も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 10番、大屋議員。

○10番（大屋 治君） 今、佐藤課長から事細かに説明がございまして、私もその通りだと思います。ただ、いかんせん、施設が狭くございます。そして、前にも話しましたように、休憩施設として駐車場もちゃんと整備しなければならない、24時間利用できる駐車場、それからトイレもしかりであります。トレイルセンターはありますけれども、あれだけではちょっと発展性がない施設だと思いますので、どうぞ施設を拡充するための土地の取得に向かって邁進していただきたいと思います。そうしないと、今空いている土地は、話は横道に逸れますけれども、外資系の企業がどんどん入ってきています。私も洞爺に土地があったのですが、中国系の人を買われてしまいました。そして、ついこないだ月浦のほうに永住して、こっちで住みたいという人のお話を伺っていましたら、その人が欲しいと思う土地を中国人が来て眺めていましたということですから、早め早めに手を打たないと発展性ある土地についてはどんどん外国企業が手を回してしまう形になりますので、ニセコみたいな形になってしまいますから、どうぞその辺は理事者の皆さん方は考えていただいて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木良一君） これで、10番大屋議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（佐々木良一君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 2時18分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員